

自賠責保険基準料率における 特定小型原動機付自転車の区分新設について

令和6年1月

1. 特定小型原動機付自転車の区分新設の経緯

- 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行および道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）の改正により、2023年7月に原動機付自転車（以下、原付）において、新たに「特定小型原動機付自転車」（以下、特定小型原付）が定義され、それ以外の原付は一般原動機付自転車（以下、一般原付）と定義された。

		長さ	幅	高さ	総排気量	法定速度
原付		—	—	—	125cc以下 ※定格出力1kW以下	一種：30km/h 二種：60km/h
原付	一般原付	特定小型原付以外の原付				
	特定小型原付	1.9m以下	0.6m以下	—	定格出力0.6kW以下	20km/h <u>一定の要件を満たすもののみ</u> 6km/hで歩道走行可

細分化

(1) 事故率較差

- 現時点で特定小型原付にかかる有意な統計がないため一般原付と同値とする。

< 参考：特定小型原付の相手当事者別事故件数（警察庁） >

	2023年7月	8月	9月	10月	11月	合計
単独事故	4件	3件	9件	7件	4件	27件
四輪	1件	3件	5件	4件	5件	18件
歩行者	2件	2件	7件	2件	1件	14件
自転車	0件	2件	0件	2件	1件	5件
その他	0件	0件	0件	1件	0件	1件
合計	7件	10件	21件	16件	11件	65件

(2) 保険金単価較差

- 自賠償保険における二輪車を主体とする車種区分は現状、以下のとおり。

	長さ	幅	高さ	総排気量	法定速度
小型二輪自動車	2.5m超	1.3m超	2.0m超	250cc超	60km/h
軽自動車（検査対象外車）	2.5m以下	1.3m以下	2.0m以下	250cc以下125cc超	60km/h
原付	—	—	—	125cc以下 ※定格出力1kW以下	一種：30km/h 二種：60km/h

- 当該車種の保険成績から、重量と速度の小さい車種（運動エネルギーの小さい車種）ほど、全体に占める死亡・後遺障害事案の件数割合が小さく、傷害事案の保険金単価が低額であるため、事故種別（死亡、後遺障害、傷害）合計の保険金単価も低額になることが確認された。
- この関係に基づき、一般原付と、重量と速度がより小さい特定小型原付との保険金単価較差を算出する（3. 参照）。

3. 保険金単価較差の算出

(1) 運動エネルギーの算出

- 自賠責保険の既存の車種区分（①～③）と特定小型原付（④）の重量、速度を勘案して運動エネルギーを算出する。

	重量（注1）	速度（注2）	運動エネルギー
① 小型二輪自動車	279.13 kg	38.56 km/h	16,009 J
② 軽自動車（検査対象外車）	226.03 kg	31.11 km/h	8,437 J
③ 一般原付	160.03 kg	19.47 km/h	2,342 J
④ 特定小型原付	79.64 kg	12.96 km/h	516 J

（注1）各車種の車体重量および乗員体重の合計

車体重量：①～③は2022年中に販売・出荷された主な車種（二輪車新聞）の平均重量、

④は2023年10月末時点に保安基準適合性等が確認された特定小型原動機付自転車の車種（国土交通省）の平均重量

乗員体重：①～③は二輪車の性別年代別保有台数（日本自動車工業会）に基づく平均体重、④は特定小型原付の運転可能年齢の平均体重

（注2）①～③は危険認知速度（交通事故総合分析センター）の平均、④は①～③の法定速度と平均危険認知速度の関係に基づき推計した危険認知速度

危険認知速度は、交通事故の第1当事者が原付以上の車両の場合であって、その運転者が相手方車両、人等を認め、危険を認知した時点の走行速度

(2) 保険成績と運動エネルギーの関係

- ①～③の保険成績から、運動エネルギーの小さい車種ほど、事故種別合計の保険金単価が低額になることが確認された。
- 事故種別合計の保険金単価は、「全体に占める死亡・後遺障害・傷害それぞれの件数割合」と「死亡・後遺障害・傷害それぞれの保険金単価」の加重平均で求められる。これらの保険成績を確認すると「全体に占める死亡・後遺障害・傷害それぞれの件数割合」（注1）と「傷害事案の保険金単価」（注2）で運動エネルギーとの相関が確認された。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険金単価} \\ \text{(事故種別合計)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{件数割合} \\ \text{(死亡事案)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金単価} \\ \text{(死亡事案)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{件数割合} \\ \text{(後遺障害事案)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金単価} \\ \text{(後遺障害事案)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{件数割合} \\ \text{(傷害事案)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金単価} \\ \text{(傷害事案)} \\ \hline \end{array}$$

（注1）件数割合と運動エネルギーの関係は次ページのとおり。

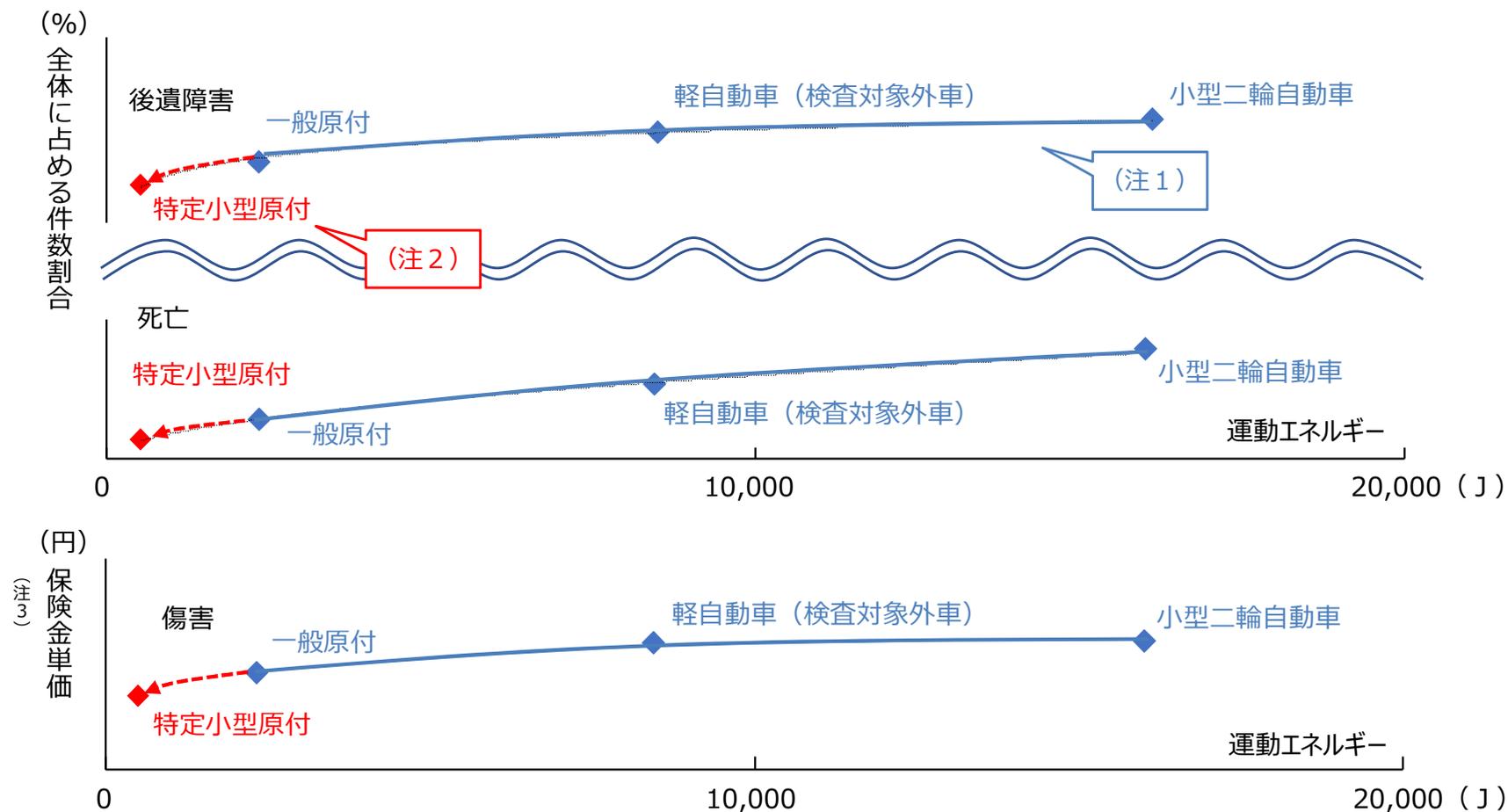
（注2）傷害事案の保険金単価と運動エネルギーの関係は次ページのとおり。

なお、死亡事案・後遺障害事案の保険金単価は運動エネルギーとの相関が認められない。

（死亡保険金、後遺障害保険金の大半を占める逸失利益は被害者の年齢や職業等に基づき算出されるため）

(3) 特定小型原動機付自転車と一般原動機付自転車の保険金単価較差

- 保険成績から運動エネルギーとの関係が認められた、全体に占める死亡事案・後遺障害事案の件数割合および傷害事案の保険金単価に関して、特定小型原付の値を推計する。



(注1) 運動エネルギーと、保険成績から把握した全体に占める後遺障害事案の件数割合との関係を求める。

(注2) (注1)の関係をを利用して、特定小型原付の後遺障害事案の件数割合を推計(死亡事案の件数割合、傷害事案の保険金単価も同様の方法で推計)

(注3) 死亡事案・後遺障害事案の保険金単価は、前ページのとおり、運動エネルギーとの相関が認められないため、一般原付と同値とする。

- 一般原付と特定小型原付の事故種別合計の保険金単価較差を算出し、両者の純保険料率較差とする。